コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　JTEKT Corporation

最終更新日：2015年8月6日
株式会社ジェイテクト
取締役社長　安形　哲夫
問合せ先：052-527-1909
証券コード：6473
http://www.jtekt.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

＜基本的な考え方＞
当社は「モノづくりを通じて、人々の幸福と豊かな社会づくりに貢献する」という使命の実現に向けて、「経済」「社会」「環境」のそれぞれの関係において調和した事業活動を実践し、企業価値の持続的な向上に努めてまいります。またコーポレート・ガバナンスを充実し、株主はもとよりあらゆるステークホルダーに対し経営の透明性を高め、十分な説明責任を果たしてまいります。

＜基本方針＞
(1)株主の権利・平等性の確保
株主の権利を尊重し、適切に行使することができる環境の整備に努め、少数株主や外国人株主を含む様々な株主の平等性の確保に配慮します。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働
会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にむけて、株主以外のステークホルダー（顧客、取引先、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努めます。

(3)適切な情報開示と透明性の確保
法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報提供にも主体的に取り組み、利用者にとって分かりやすく、情報として透明性・有用性の高いものとなるように努めます。

(4)取締役会の責務
透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うために、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。

(5)株主との対話
株主に対し、経営方針（計画）を分りやすい形で明確に説明し、理解を得ることに配慮しつつ、建設的な対話を行うよう努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

本欄に記載すべき事項はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】
当社は、政策保有株式として保有する上場株式について、その保有に関する方針及び議決権行使の基準を取締役会にて審議・制定しておりますので、以下に示します。

(1)政策保有に関する方針
政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の維持・強化などを目的とし、中長期的な企業価値向上の観点から保有する。

(2)政策保有株式に係る議決権行使の基準
当社は、当該企業が反社会的行為を行っておらず、かつ株主利益を軽視していない限り、基本的に企業経営者による経営判断を尊重する。企業もしくは企業経営者による不祥事及び反社会的行為が発生した場合には、コーポレートガバナンス上、重大な問題が発生しているとみなし、コーポレートガバナンスの改善に資する内容で議決権を行使する。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社は、取締役会に付議すべき経営上の重要事項を、取締役会規則で明確にし、取締役の競業取引・利益相反取引及び主要株主を含む顧客との重要取引に伴う事業計画の変更、多額の投融資や設備の取得等は、適時、適切に取締役会に付議し、会社及び株主全体の利益に資するよう、審議しております。

【原則３－１．情報開示の充実】
当社は、法令に基づく開示を適法に行なうとともに、コーポレートガバナンスを実現するために必要な情報は、適時、適切なルートを通じ積極的に開示いたします。

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、「CSR方針（企業理念・企業行動規準・役員倫理規則・社員行動指針）」、「JTEKT GROUP VISION」及び「中期経営計画（投資家向け決算説明会資料に記載）」をホームページで掲載しております。（http://www.jtekt.co.jp/）

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当報告書「1-1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬決定
当報告書「2-1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」に記載のとおりです。

(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名
当報告書「2-2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載のとおりです。

(5)個々の指名・選任についての説明
社外取締役及び社外監査役の個々の選任理由については、当報告書「2-1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】【監査役関係】」に記載のとおりです。取締役・監査役の指名・選任については、「株主総会招集ご通知」に各候補者の経歴を示しております。

【原則4－1. 取締役会の役割・責務(1)】
〈補充原則4－1－1〉
当社では、取締役会において、法令または定款で定められた事項のほか、企業理念・JTEKT GROUP VISION 実現に向けた中期経営計画(5ヵ年)と、それを達成する為の経営戦略(事業計画、人事・組織、資本・投資施策等)について審議・決定しております。取締役会付議事項及び経営陣に対する権限の委任範囲は、取締役会規則等の社内規程にて明確にしております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当報告書「2-1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】」に記載のとおりです。

【原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
〈補充原則4－11－1〉取締役の選任に関する方針・手続
当社では、取締役選任にあたっては「取締役選任に関する方針」に基づき、「役員人事案策定会議」において検討いたします。
その方針を以下に示します。

(1)当社の取締役候補として選任する者は、次の条件を満たしていなければならない。
1)心身ともに健康であること。
2)人望、品格、倫理観を有していること。
3)遵法精神に富んでいること。
4)経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること。
5)当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと、及び産官学の分野において組織運営経験を有し、または技術、会計、法務等の専門性を有していること。
6)株式公開会社としての透明性と健全性・効率性を果たす企業統治機構構築の観点から、取締役に求められる資質を有していること。

(2)当社の社外取締役候補として選任する者は、上記(1)項に加え、次の条件を満たしていなければならない
1)当社の「社外取締役の独立性判断基準 ※1」の条件を満たす者であること。
2)当社の「独立社外取締役の役割・責務」を果たせる者であること。
3)出身の各分野における実績と見識を有していること。
4)取締役としての職務遂行を行うための十分な時間が確保できること。

(3)当社の取締役候補として選任する人数は以下の通りとする。
取締役の人数は20名以内(内、社外取締役は2名以上)とする。
※1当報告書「2-1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】」に掲載しております。

〈補充原則4－11－2〉取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況
当社では、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、その数は2社以内にとどめることとし、兼任状況は「株主総会招集ご通知」に記載いたします。

〈補充原則4－11－3〉取締役会全体の実効性についての分析・評価とその結果概要
当社では、複数の社外取締役を交えた取締役会メンバーが、多様な知見と豊富な経験に基づく活発な議論を行い、適時適切な経営判断を行える会議運営に努めております。
その実効性の分析・評価については、監査役が「取締役会を含む重要会議の実効性」を監査項目として取り上げ、改善点があれば経営会議において報告しております。また取締役会事務局は、年に1回、取締役を対象に「取締役会を含む重要会議の実効性についてのアンケート」を実施しております。それら監査役・取締役の評価で改善すべき事項があれば、適宜、会議運営を見直しております。

【原則4－14. 取締役・監査役のトレーニング】
〈補充原則4－14－2〉
当社の取締役・監査役・執行役員(以下「役員」という)が、その役割・責務を適切に果たすため、「ジェイテクトにおける役員のトレーニング方針」を定めておりますので、以下に示します。

(1)当社は役員就任時にその役割・責務(遵守すべき法令・ルール含む)に関する教育を実施する。
1)企業理念(JTEKT GROUP VISION、CSR方針等含む)
2)事業・財務・組織等に関する必要な知識
3)役員の義務と責任(遵守すべき法令・ルール、コーポレートガバナンス・コード)
4)内部統制システム

(2)当社は必要知識習得や適切な更新の機会提供・斡旋を行い、その費用の支援を行う。
1)社内役員研修会の開催

2)外部講師招聘による講習会・講演会の開催（法令・コンプライアンス・安全・品質・技術 等）
3)所属団体が開催する各種大会、講演会、見学会及びその他の外部セミナー等への参加

(3)常勤監査役は(社)日本監査役協会の会員として、部会活動及びセミナー参加等を通じて知見を高め、他の監査役と情報共有を図る。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、「ジェイテクトにおける株主との建設的な対話に関する方針」を策定しておりますので、以下に示します。

(1)当社は、取締役社長が統括する、機関投資家向けの決算説明会及びスモールミーティングを年に2回実施するとともに、個別の取材対応も行う。

(2)当社ホームページにおいて、IRに関する情報及び問い合わせフォームを掲載することにより、一般の株主が、情報を収集し、当社に質問できる環境を提供する。

(3)これらIR活動には、経営企画部、総務部、経理部、法務部、広報部など、各部が横断的に関与し、株主に対して的確な回答を提供できるよう連携して対応する。また、IR活動を通して認識された株主の意見・懸念事項等を共有し、次回以降のIR活動に活かすようフィードバックする。

(4)インサイダー情報については、定期的な研修などによる教育体制を整えるとともに、社内規定である「インサイダー取引規制基準」に従い情報を管理し、情報の流出を抑止するよう取り組む。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	77,235,087	22.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	19,515,200	5.68
株式会社デンソー	18,371,467	5.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,076,600	3.81
日本生命保険相互会社	11,125,696	3.24
株式会社豊田自動織機	7,813,046	2.28
三井住友信託銀行株式会社	7,635,680	2.22
株式会社りそな銀行	6,749,426	1.97
株式会社三井住友銀行	6,366,915	1.85
豊田通商株式会社	5,969,661	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上

直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社子会社であるダイベア株式会社は、東京証券取引所第二部に上場しております。
当社としては、「内部統制の基本方針」の第5項(内部統制システム等に関する事項 1. ご参照)に従い、当該子会社を含むグループ各社の管理を行い、企業集団の業務の適正性の確保に努めております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮谷孝夫	他の会社の出身者					△		△				
岡本巖	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮谷孝夫	○	・平成27年6月、社外取締役就任 ・同氏は、過去にトヨタ自動車株式会社において業務執行に携わっておりましたが、平成11年1月以降は、同社での業務執行に携わっておらず、当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしております。	企業の経営ならびに業界団体会長として、長年にわたり、ものづくりに携わってきた豊富な経験と幅広い見識を備えており、当社の経営に適切な助言ならびに提言をして頂くため。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
			経済産業省や日中経済協会等において要職を歴任し、国内外における産業・経済活動に関しての幅広い見識と豊富な経験を有しており、

岡本巖	○	・平成27年6月、社外取締役就任	当社の経営に適切な助言ならびに提言をして頂くため。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

財務報告に係る内部統制についての内部監査、監査役監査及び会計監査の実効性を高める為、常勤監査役、財務・会計に関する知見を有する社外監査役、会計監査人、グローバル監査部は、定期的に協議の場を設けて監査計画や監査実施状況等について連絡会(年8回)を実施し、相互連携を図っております。またその内容は適宜、常勤監査役を通じ社外監査役に説明され、情報の共有と意見交換がなされております。これらに加え、社外監査役は監査計画(年1回)、監査及びレビューの結果(年4回)、金融商品取引法上の内部統制(年1回)について会計監査人から監査役会において報告及び説明を受けるほか、監査法人の品質管理体制の監査、棚卸監査への立会等を行っております。さらに、会計監査人と取締役社長及び経理・営業・事業本部の各担当役員等は、事業戦略及びリスク要因等についての連絡会(年1回)を実施しております。

金融商品取引法上の内部統制については、経理部を始めとする内部統制部門が、自律的に整備・運用する体制をとっております。各内部統制部門が自己点検を実施し、それをふまえてグローバル監査部が全社レベルでの内部統制の有効性について内部監査を行い、その結果を適宜、代表取締役及び監査役、会計監査人に報告するとともに、毎年5月の取締役会へ内部統制報告書の提出について付議しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
深谷紘一	他の会社の出身者										△			
小林正明	公認会計士										△			
嵯峨宏英	他の会社の出身者							○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深谷紘一		・平成18年1月、社外監査役就任 ・元 株式会社デンソー取締役会長	経営者としての幅広い経験と知見及び企業統治に関する豊富な見識を当社の監査に反映して頂くため。
小林正明	○	・平成21年7月、社外監査役就任 ・同氏は平成18年度にみすず監査法人の代表社員として、当社の会計監査業務に関わっておりましたが、現在は当社と本人との取引はありません。	公認会計士として培われた財務及び会計に関する相当程度の知見を当社の監査に反映して頂くため。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
嵯峨宏英		・平成25年6月、社外監査役就任 ・トヨタ自動車株式会社　専務役員	経営者としての幅広い経験と知見及び企業統治に関する豊富な見識を当社の監査に反映して頂くため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を、全て社外役員に指定しております。当社における「社外取締役の独立性に関する基準」を取締役会にて審議・制定しておりますので、以下に示します。

【社外取締役の独立性に関する基準】
当社取締役会が、当該社外取締役において独立性を有すると認定するには、以下の条件を全て満たし、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

(1)当社及び子会社の業務執行者
以下のいずれかに該当する者であってはならない。また、その配偶者、二親等内の親族または同居の親族(重要な業務執行者に限る)であってはならない。
1)当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という)の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
2)過去10年間において上記1)項に該当していた者

(2)当社と主要な取引先の関係にある者
以下のいずれかに該当する者であってはならない。また、その配偶者、二親等内の親族または同居の親族(重要な業務執行者に限る)であってはならない。
1)当社を主要取引先とする者(その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払を当社から受けた者)またはその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
2)当社の主要取引先である者(その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払を当社に行っている者)またはその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
3)当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関その他の大口債権者の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
4)過去3年間において、上記1)～3)項に該当していた者

(3)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている会計専門家、法律専門家、コンサルタント
以下のいずれかに該当する者であってはならない。また、その配偶者、二親等内の親族または同居の親族(重要な業務執行者及び公認会計士、弁護士等の専門的な資格保有者に限る)であってはならない。
1)公認会計士または税理士、弁護士、その他のコンサルタント(個人)であって、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を得ている者
2)監査法人、税理士法人、法律事務所、またはコンサルティング・ファーム(組織)で、当社を主要取引先とするファーム(過去3事業年度の平均で、その総売上高の2%以上の支払を当社から受けたファーム)の社員、パートナー、アソシエイト、従業員
3)過去3年間において、上記1)～2)項に該当していた者

(4)当社と主要な株主の関係にある者
以下のいずれかに該当する者であってはならない。
1)当社の主要株主(議決権所有割合 10%以上の株主をいう。以下同じ)の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
2)当社が主要株主である会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人

(5)その他、一般株主との間で利益相反が生じる者
1)上記(1)～(4)項までに考慮している事由以外の事情で、当社の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれの無い人物である事を要する。
2)仮に上記(2)～(4)項までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える場合は、その理由を対外的に説明することを条件に当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

業績及び評価に基づき報酬等を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告への記載内容の概要は下記のとおりであります。
なお、事業報告は、当社のホームページに掲載し、公衆の縦覧に供しております。

取締役及び監査役の報酬等の額
取締役 13名 629百万円　監査役 6名 95百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・月額報酬
平成24年6月27日開催の定時株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額(取締役 月額70百万円(うち社外取締役分 月額3百万円)、監査役 月額20百万円)の範囲内において決定しております。各取締役の報酬額は、当社の定める基準に基づき取締役会で決議しております。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

・賞与
定時株主総会の決議により、取締役の支給総額について承認された後、各取締役の賞与額は、個々の職務と責任及び実績を勘案し取締役会で決議しております。

＜取締役の報酬決定の方針と手続＞
【方針】月額と賞与で構成し、会社業績との連動性を確保して、職責や成果を反映した報酬体系とする。賞与は、各期の連結営業利益をベースとして、配当、従業員の賞与水準、他社の動向及び中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案の上、検討する。

【手続】会長、社長、社外取締役による「報酬案策定会議」において検討する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役は経営企画部、社外監査役は監査役室がサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は取締役会を毎月開催し、法令で定められた事項のほか、会社方針、事業計画等、経営の重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行を監督しております。さらに、取締役会の監督機能を強化すべく、独立社外取締役2名を選任しております。また取締役会の下部機構として常務会、経営会議や全社登録会議を設け、個別事項の審議の充実を図るとともに、執行役員の業務執行を監督しております。
当社は監査役会設置会社として、社外監査役3名を含む5名体制で取締役の職務執行を監査しており、監査役室に2名の専任スタッフを置き、監査の実効性を確保しております。内部監査については、トップ直轄のグローバル監査部が各機能・事業部門の業務執行及び内部統制の有効性等を監査し、その結果を代表取締役に報告することで、監査の独立性を確保しております。会計監査においては、監査役が会計監査人から報告及び説明を受け、監査の方法及び結果の相当性と会計監査人の独立性を確認しております。また、これらの監査の実効性を高めるよう、監査役、会計監査人、グローバル監査部は、定期的に協議の場を設けて情報交換を実施し、相互連携を図っております。

＜取締役・監査役候補の選任を行うに当たっての方針と手続＞
【方針】的確かつ迅速な意思決定と実効性ある監査が実行できるよう、適材適所の観点より総合的に検討する。

【手続】会長、社長、社外取締役による「役員人事案策定会議」において検討する。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の体制は、当社にとって最適な体制と考えて採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り、招集通知の早期発送に努めるとともに、発送日に、その記載情報をTDnetや当社のホームページで電子的に開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（要約）の英文を作成し、当社ホームページ及び議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	株主に出席していただきやすい環境を整えるため、会場を社外として出席者の増加を目指しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しております。 http://www.jtekt.co.jp/ir/settlement.html	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報および決算情報以外の適時開示資料を当社ホームページに掲載しております。 http://www.jtekt.co.jp/ir/ http://www.jtekt.co.jp/news/	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「企業理念」、「企業行動規準」に規定し、ホームページに掲載しております。 http://www.jtekt.co.jp/company/vision.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の「CSRレポート」において、活動状況を報告し、ホームページに掲載しております。 http://www.jtekt.co.jp/csr/en_rep.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の「企業行動規準」に「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を公正に開示する」と規定し、ホームページに掲載しております。 http://www.jtekt.co.jp/company/vision.html また、ホームページに最新ニュースを適時掲載しております。 http://www.jtekt.co.jp/news/

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制の基本方針」を策定し、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等の体制を含むジェイテクトグループ全体の内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。

また、年2回、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しております。さらに、モニタリングの結果を踏まえて、内部統制システムの改善及び強化に継続的に取り組んでおります。

なお、平成27年4月28日開催の取締役会において、本年度の運用状況を報告するとともに、コンプライアンス徹底、子会社管理強化の観点から同方針の改定を決議いたしました。改定後の決議内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1 CSR方針(企業理念・企業行動規準・役員倫理規則・社員行動指針)を、全ての取締役・執行役員及び従業員に周知し、法令・定款等に則って行動するよう徹底します。また取締役・執行役員に対しては、役員研修等の場において、役員法令ハンドブックを用い、役員に課せられた義務と責任や適用される法令・ルール等について教育します。

2 トップ直轄のコンプライアンス推進室を設置し、執行役員等からコンプライアンスオフィサーを任命します。コンプライアンスオフィサーは、部署長を通じて各機能・事業部門のコンプライアンスの啓発・点検を行います。コンプライアンス推進室は法務部等の専門組織と協力し、独禁法相談窓口の運用、e-ラーニングや営業活動に対するルール集の配布等による啓発、腐敗行為(贈収賄)防止に関する規程及びガイドラインの展開を行い、コンプライアンスオフィサーや各職場をサポートします。これらコンプライアンスオフィサーによる点検結果やコンプライアンス違反の経営会議報告等、コンプライアンスプログラムの取り組み実績をCSR推進委員会で報告・審議し、反省点を次年度の計画に反映します。

3 内部監査については、トップ直轄のグローバル監査部が各機能・事業部門の業務執行及び内部統制の有効性を監査し、その結果を代表取締役に報告することで、監査の独立性を確保します。

4 企業倫理に関わる通報は、社内外に設置する企業倫理相談窓口やハラスメント相談窓口を通じて受付け、通報者の利益を保護しつつ、未然防止と早期解決を図ります。また、本制度が機能していることを定期的に確認し、自浄作用が十分発揮され風土として根付くよう努めます。

5 自治体が定める暴力団排除条例を遵守し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対して、会社組織として毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。総務機能は警察や外部の専門機関、有識者と連携し、反社会的勢力に関する最新情報の一元管理、不当要求対応マニュアルの整備推進を行います。これを受けて各事業場の不当要求防止責任者は担当部署を通じて、リスク発生時の速やかな情報展開を図るとともに啓発活動を継続して展開し、被害の未然防止に努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、その保存・管理に関する規程を制定し、当該規程に基づき、適切に保存・管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1 予算制度・稟議制度等により、組織横断的な牽制に基づいた業務の執行を行い、重要案件については社内規程に基づいて取締役会・常務会等の役員会議体及び全社登録会議体へ適時適切に付議します。

2 CSR推進委員会が策定する方針・指示に基づき、各担当部署がリスク管理をし、内部監査部門・専門部署が監査活動を実施します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1 取締役の職務執行上の意思決定は、取締役会・常務会・経営会議で構成する役員会議体に加え、組織横断的な全社登録会議体において、適切な相互牽制のもと総合的な検討を経て行います。

2 執行役員に業務執行権限を与えて機動的な意思決定を図る一方で、取締役は、各機能・事業本部の長として経営・執行の両面から執行役員の職務執行を指揮・監督します。

3 ジェイテクトグループ共通の価値観・目指す姿をJTEKT GROUP VISION として明示し、全従業員が共有することで一体感の醸成を図ります。目指す姿の実現に向けて、中期経営計画では常に5年先を見据え、具体的な戦略・道筋を明確にします。進捗状況等の評価にあたっては、外部環境の変化を織り込み、毎年、計画を更新することで着実に推進します。単年度の重点実施事項は年度グローバル会社方針として、毎事業年度の期初に策定され、即時に全社へ周知徹底を図ります。また各部門・本部単位でグローバル会社方針に基づいた年度実施計画が策定され、その達成進捗状況を定期的に点検する方針管理制度を採用します。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

経営理念の共有の為にCSR方針(企業理念・企業行動規準・役員倫理規則・社員行動指針)を国内外の子会社等へ周知します。また子会社管理に係わる関係部署の体制と役割を明確にし、事業軸及び機能軸の両面から子会社等を指導・育成します。主要な子会社については、取締役会が、内部統制システム整備の基本方針を策定し、その運用状況を定期的に点検する様、指導します。

1 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行に係わる事項の当社への報告に関する体制

重要事項についての事前協議・報告制度及び関係会社会議・トップ懇談会・地域経営会議等を通じて子会社等の経営・事業活動を適切に管理・監督します。また、主要な子会社については、子会社における意思決定プロセスが適正に機能していることを確認します。

2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

JTEKTグループ経営管理ガイドラインを国内外の子会社等に展開し、内部統制システムの整備を求めます。また財務、安全、品質、環境、災害等の重大なリスクについては、子会社から当社に速やかに報告することを求めるとともに、グループ経営上の重要事項は、当社の経営会議やCSR推進委員会等で審議します。

3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

JTEKT GROUP VISION 、中期経営計画等を、国内外の当社子会社等へ周知します。また、当社同様、中期経営計画に基づく方針管理制度を

展開し、グループ全体での進捗状況を定期的に点検します。

4 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
国内外の子会社等に対してコンプライアンスに関する体制の整備を求め、当社が提示する点検表に基づき、定期的にコンプライアンス点検を実施し、法令遵守を徹底します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、専任の使用人を置きます。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室員の人事については、事前に常勤監査役の同意を得ます。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1 取締役は、その担当にかかる業務執行について、担当部署を通じて適時適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。

2 当社及び子会社の取締役・執行役員・使用人、ならびに子会社の監査役は、監査役の求めに応じ、定期・随時に、監査役に業務の報告をします。

3 企業倫理に関する通報窓口を主管する法務部は、監査役との定期・随時の会合を通じて、通報内容を適時適切に監査役に報告します。

4 常勤監査役は、毎月の監査役会及び経営会議において、社外監査役・取締役に対し監査役活動報告を行います。経営トップは、監査役が指摘する経営上の課題・リスクについて、対策必要な項目の責任役員を指名し、その執行状況をフォローします。社外も含めた全ての取締役・監査役で、これら情報を共有することにより、監査役へ報告した者が、当社または子会社において不利な取扱いを受けないことを確保しております。

5 監査役会または常勤監査役からの求めに応じ、監査役の職務の執行に必要な予算を確保します。また、予算外の案件を含め、費用の前払または償還ならびに債務の処理を社内規程に基づき行います。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1 取締役会・常務会等の主要な役員会議体及び業務会議には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧及び会計監査人との定期・随時の情報交換を確保します。

2 経営トップとの定期・随時の懇談を通じて情報共有を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記を参照

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図

